

米沢市小規模修繕契約希望者登録制度について

1 小規模修繕契約希望者登録制度の目的

この制度は、本市が発注する小規模な修繕について、経営規模が小さな事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2 登録制度とは

米沢市建設工事指名競争入札参加者登録簿（以下「建設工事登録簿」という。）又は米沢市役務提供等指名競争入札参加者登録簿（以下「役務提供等登録簿」という。）に登録されていない市内事業者を対象に、本市が発注する小規模な修繕の契約を希望する方を登録する制度です。

3 登録制度の対象となる修繕とは

対象となる小規模な修繕の範囲は、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であり、契約予定金額が50万円以下のものです。

4 小規模修繕の対象

修繕内容から3業種まで登録できます。ただし、受注した修繕は自ら履行することが原則になりますので、必ず自ら施工できる範囲の業種にしてください。

区 分	修 繕 内 容
建築関係	① 屋根・板金 ② ガラス ③ 塗装 ④ 内外装（床材・壁材・天井材） ⑤ 建具（障子・ふすま・網戸・サッシ・シャッター・鍵・付属金物） ⑥ その他（畳・柵・家具・タイル・その他建築物の修繕）
設備関係	① 給排水衛生設備（受水槽等含む）・給湯設備・ガス設備 ② 空気調和設備（冷暖房・ボイラー等含む） ③ 電気設備（配線・照明器具・スイッチ・コンセント類） ④ その他（機械器具設置・電気通信設備・消防設備・その他設備の修繕）
土木関係	土木施設（車止め・安全施設・舗装・遊具及び運動施設・フェンス・側溝及び蓋・その他土木施設の修繕）

【発注の対象外となるもの】

- ① 米沢市営住宅の入退去等に伴い、一括して修繕を行うもの
- ② 工事の内容や難易度により、建設工事登録業者に施工させるべきと判断されるもの
- ③ 電気、機械設備等の故障に伴い、緊急に復旧を要するもの又は特殊な機器の修繕を要するもの
- ④ 市道及び河川の維持又は修繕を行うもの
- ⑤ 浄化槽の維持又は修繕を行うもの
- ⑥ 冷暖房機、ボイラー、給湯器等で、本市が指定する備品類を更新するもの

5 登録できる方

本市内に本店を有する事業所又は本市内に住所を有する個人事業主で、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 建設工事又は役務提供等の登録簿に登録されていない方
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない方又は破産者で復権を得ている方
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する方
- (4) 市税について、滞納額のない方
- (5) 契約発注の相手方として適当と認められる方

6 登録の申請方法

登録を希望する方は、申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、次の書類といっしょに提出してください。

なお、申請書については、市のホームページからダウンロードしていただくか、米沢市総務部契約検査課（3階）で配布します。

提出書類	内 容
1 申請書	○ 米沢市小規模修繕契約希望者登録申請書
2 住民票等 ※申請日において3ヶ月以内に発行のもの	■個人の場合 ○ 住民票抄本（本市で発行するもの：写し可） ■法人の場合 ○ 登記事項証明書の写し（法務局で発行するもの）
3 米沢市長が発行する最新年度の納税証明書(写し可) ※申請日において1ヶ月以内に発行のもの	■個人の場合 ○ 申請日において最新の固定資産税・都市計画税、市民税・県民税、国民健康保険税及び軽自動車税の納税状況（市税に未納がないこと）を確認するために必要となります。 ■法人の場合 ○ 申請日において最新の法人市民税、固定資産税・都市計画税、市民税・県民税(特別徴収)及び軽自動車税の納税状況（市税に未納がないこと）を確認するために必要となります。
4 資格、免許等の写し	○ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し ※ 設備関係の登録を希望し、米沢市指定給水装置工事事業者、米沢市指定下水道工事店（更新時も含む）、電気工事士の資格等を有する場合は、必ずその写しを添付してください。
5 暴力団排除に関する誓約書	○ 米沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除の推進に関する要綱第7条関係(様式第2号)
◎申請内容を確認させていただくため、別途書類の提出をお願いすることがあります。	

7 登録の受付期間等及び有効期間

申請書類は、直接、窓口へ持参してください。（土・日・祝日を除く。）

(1) 受付期間等

- ① 期 間 毎月、1日から20日までの期間に随時受付を行います。
※20日が土・日・祝日等の休日に当たるときは、その前日とします。

② 時 間 【午前の部】 9：00～12：00 【午後の部】 13：00～16：00

③ 場 所 米沢市役所3階 契約検査課

(2) 登録の有効期間

登録簿に登録された資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の3月末日までとなります。ただし、登録事業者から期間満了の1か月前までに市税の納税証明書が提出され、未納がないことが確認された場合並びに登録を延長しない旨の申し出（書面による）がなされない場合は、本資格は同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

8 契約に関する事項

(1) 業者選定等の基準

○小規模修繕契約希望者登録簿に登録された事業者（以下「小規模修繕登録業者」という。）に依頼します。

ただし、指名を約束するものではありませんので、十分な競争が確保できない場合は、建設工事登録業者に依頼することもあります。

○小規模修繕登録業者の他、本市において物品納入及び役務提供等に登録している事業者についても、その指名対象となりうる場合があります。

(2) 契約の方法

原則として、複数の事業者による見積合わせを行い、最低価格の見積額を提示した方と契約することになります。

なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は、必ず見積書提出期限までに発注課への連絡が必要です。

(3) 修繕の履行

修繕の履行は、米沢市契約規則その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行しなければなりません。

また、受注した修繕は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。

(4) 請負代金の支払

請負代金の支払は、完了検査の合格後、請求書を受け取った日から15日以内に指定口座に振り込みます。

(5) 不正行為の禁止

契約に関して、独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為が認められた場合は、契約解除及び登録の抹消を行うこととなります。